

■基本協定書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
364	2	第3条	3	(1)	特別目的会社の設立	資本金は1000万以上とありますが、入札説明書では1億以上とあります。どちらを正として判断すればよろしいでしょうか。	No.14に示すとおりです。基本協定書に反映しません。
365	2	第3条	3	(1)	特別目的会社の設立	「特別目的会社の資本金は10,000,000円以上」とありますが、「100,000,000円以上」と理解してよろしいでしょうか。	No.14に示すとおりです。基本協定書に反映しません。
366	2	第3条	3	(1)	特別目的会社の設立	特別目的会社の資本金は、10,000,000円以上とする。とありますが、「100,000,000円以上」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	No.14に示すとおりです。基本協定書に反映しません。
367	4	第8条	2		有効期間	デフォルト事由の発生その他の理由により、特定事業契約が不調となった場合において、第7条、第9条及び第10条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるとありますが、拘束される期間をお示しください。	本基本協定において期間の定めはしません。